

第13回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成20年12月24日(水)14:00~16:30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、椿臨時委員、佐藤専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(木村農林水産省センサス統計室長)他

4 議 題 2010年世界農林業センサスの計画について

5 概 要

(1) 第11回産業統計部会の結果の概要等について、會田統計審査官から説明が行われた。

(2) 前回部会において再度整理することとされた事項について、農林水産省から説明が行われた後、審議が行われた。

「農林業経営体調査」における「農作業の委託」に関する調査事項について、農林水産省から、2010年センサスでは廃止する案が再度示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 委託の有無のみの把握であれば、客体の大きな負担ではなく、構造的な変化を見る上でも必要な項目と思われる。
- ・ 客体負担の軽減だけの理由で「農作業の委託」を削除することは、失われる情報の大きさを考慮すると、的確な判断ではないのではないか。

審議の結果、農業構造の変化を的確に捉えるため、「農作業の委託」を2010年センサスで把握するよう農林水産省に再検討を求めたところ、農林水産省においても前向きに対応する旨の回答があり、答申案にも記載することとされた。

「農林業経営体調査」における「農産物の販売金額」等の把握方法について、農林水産省から、「5億円以上」に該当する場合には、実額の記入も求める方法に変更する案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 実額を記入する方式に変更することは、統計として利用する上で望ましい。
- ・ 実額把握により、林業においても進んでいる経営の大規模化の実態を把握できる。
- ・ 農業法人であったとしても、実額を聞かれることに抵抗があるのではないか。
- ・ 「5億円以上」に該当する農林業経営体はほとんどが法人組織であると思われる、実額記入に大きな障害はないと思われる。

審議の結果、「農産物の販売金額」等の把握方法の変更については、経営の大規模化を把握する情報が得られることなどから、適当とされた。

「農林業経営体調査」における「農産物の出荷先」に関する調査事項について、農林水産省から、当初の計画を変更し、2010年センサスで把握するとともに、その内容も充実させる案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 出荷先に関する項目を復活していただくのはよいが、その際、出荷先と農作物とを関連付けた集計も行っていただけるとよい。

審議の結果、「農産物の出荷先」に関する調査事項を引き続き把握すること等については、流通の多様化を把握する情報が得られることから、適当とされた。

また、当初計画の見直しにより追加される調査事項については、速やかに集計内容を検討することとされた。

「市区町村調査」における「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項について、農林水産省から、2010年センサスでは廃止する案が再度示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 適切な森林管理を行う上で、不在村者の山林保有面積は、市町村が把握しておくべきデータと考えるので、森林簿のデータをきちんと整備していただきたい。
- ・ 代替情報として「森林組合一斉調査」（承認統計調査）のデータを挙げているが、これだけでは、森林組合加入率に地域差があること、不在村者の加入率が低いことから、不在村者の山林保有の状況を捉える上でバイアスがかかる。
- ・ 農林業センサスの結果と併せて「森林組合一斉調査」の結果を参考データとして提供するとともに、市区町村別・地域別の組合加入率も提供されればよいのではないか。
- ・ 前回センサスの名簿情報や「法人土地基本調査」の情報の活用などによる情報の把握を、農林水産省として考えていただきたい。

審議の結果、「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項の廃止については、やむを得ないものとされ、ユーザーの利便性を考慮し、「森林組合一斉調査」などの代替データを農林業センサスの結果と併せて提供することが必要とされた。

「農業集落調査」における農業集落の「総戸数」について、農林水産省から、試行調査で把握したデータと国勢調査のデータの比較による検証を行った結果等の説明が行われた。これに対し、特段の意見はなく、双方のデータに大きなかい離がなかったことから、「農業集落調査」における農業集落の「総戸数」の把握は適当とされた。

また、国勢調査の調査区情報を活用することができれば、農業集落の機能を維持する上で必要な多くの情報が得られることから、その活用に向けた努力が必要とされた。

(3) 残りの論点について、農林水産省から論点に対する考え方が説明された後、審議が行われた。

集計事項

「農林業経営体調査」に関する集計事項について、農林水産省から、当初予定していた集計結果表に、農業と林業を併せ行う農林業経営体に関する集計を追加する案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 林業経営を支える基盤としての農業の位置付けを把握するため、農業収入と林業収入の関連を明らかにする集計が必要ではないか。

審議の結果、集計結果表の追加は妥当であるが、農業収入と林業収入の関係を明らかにする集計結果表も追加することが必要とされた。

その他

沖縄県と他の都道府県で異なっていた調査期日を2月1日に統一すること、北海道、沖縄県と他の都道府県で異なっていた「農林業経営体調査」の調査票を統一することなどにつ

いては、特段の意見はなく、妥当とされた。

(4) 舟岡部会長から、これまでの部会審議を基に作成された「答申(案)」が示され、本日の部会審議の結果を踏まえ審議が行われた。審議の結果、以下の意見があった。

調査事項

- ・ 調査事項を削除する理由がいくつか記載されているが、個人情報保護条例の適用により行政資料が使えなくなったという理由も追加すべきではないか。

集計事項

- ・ 部会審議の結果、追加されることとなった調査事項に対応する集計結果表の作成についても触れておく必要がある。

今後の課題

- ・ 「農林業経営体」の形態(個人・法人別)に応じた調査票の設計に関する課題について、法人形態の「農林業経営体」であっても、会社形態のものから家族経営のものまでがあることを考慮した表現にすべきではないか。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用に関する課題について、農林水産省が独自に「農業集落」を設定しているとの記述があるが、「農業集落」は資源管理の主体として、年月を経て形成されてきたものであるため、記述を修正してもらいたい。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用を課題に追加することはよいが、これは農林水産省だけではなく、国勢調査と一体となってという理解でよいか。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用の検討は、「農業集落」の範囲の見直しということではなく、国勢調査担当部局の協力を得る必要がある場合もあるが、調査区情報の活用方を幅広く検討いただくものである。

修正意見のあった項目については、実施者側と十分調整した上で、所要の修正を行うこととされ、修正の内容については、部会長に一任することで了承された。

修正した「答申(案)」については、各委員に提示した上で、平成21年1月19日開催予定の統計委員会に諮ることとされた。

(5) 個人情報保護の理由により、固定資産課税台帳の活用に制約が生じていることが、農林業センサスの調査事項の一部を削除する原因の一つとなっていることから、統計委員会において、舟岡部会長から行政記録情報等の活用に関する報告を行うことで了承された。

(6) 以上をもって、産業統計部会における「2010年世界農林業センサスの計画について」の審議が終了し、舟岡部会長から委員、臨時委員、専門委員等に対する謝意が述べられ、閉会した。